

国の文化審議会は、12月16日に国の名勝に指定されている金剛輪寺明壽院庭園の隣接地を追加指定するよう文部科学大臣に答申しました。このことにより国の名勝が追加指定される予定です。

金剛輪寺明壽院庭園

11月12日から11月23日には、昨年で3回目となる「金剛輪寺名勝庭園ライトアップ2022」が名勝明壽院庭園で開催され、夜間、紅葉が光に照らし出され、多くの観光客が訪れました。

金剛輪寺の本坊である明壽院には、桃山時代から江戸時代にかけて造られたと伝えられる3つの池泉回遊式庭園があり、平成2年に国の名勝として指定されました。

明壽院庭園は、書院の東側に面し山裾までの約15mの間を南から北へ約70mの間屈曲しながら三つの池を流れて結ぶ池庭です。狭長な山裾の地形を巧みに利用し、石を多用した堅固な滝石組や護岸の構造で、特に江戸時代作庭の優秀な技法を見ることができます。江戸時代に数回の作庭が行われており、複合的な庭園になっていますが、全体的に優れた景観の名勝庭園として指定されています。

追加指定の名勝庭園

国の文化審議会は、12月16日に名勝を追加指定するよう文部科学大臣に答申しました。名勝の既指定範囲は7,300.56㎡で、新指定範囲が2,717.99㎡、合計10,018.55㎡の範囲が春頃に国の名勝に指定されることになります。

現在、名勝庭園の保存整備を実施しており、明壽院庭園の構成要素を見直す調査を行いました。調査によって名勝の範囲外にあたる土蔵や庫裏、明壽院全体の地割の根幹となる石積みや、明壽院の利用形態を現す赤門も重要であることが分かってきました。



▲赤門から庫裏へ至る延段と石積・生垣

明壽院は、現代まで長く引き継がれており、公的空間と私的空間のそれぞれの構成要素が、時代による変化を受けつつ全て揃っています。明壽院は、公的空間と私的空間の意図を明確に理解することができます。そのため庭園のみの指定ではなく、庭園を含む寺院景観として、鑑賞的のみならず学術的にも優れた価値を有することが評価されています。今後、このような価値を有する明壽院全体を指定し、保存していく必要があります。



秋の紅葉の時期には、木々の葉が赤く色づき綺麗な景色になり、春には桜が咲き、四季に応じ名勝金剛輪寺明壽院庭園を楽しむことができますので、ぜひ名勝庭園をご鑑賞ください。

歴史文化博物館 学芸員

竹村 吉史



高齢者お元気予報 (第12回)

～「明るく・楽しく介護予防」地域包括支援センター便り～

あなたの大切な人について考える「認知症フォーラム」開催

11月26日、ハーティーセンター秦荘大ホールで令和4年度愛荘町認知症フォーラムを開催しました。「誰も取り残されない。みんなが主役の社会へ。」を目指し、町では、みんなで支え・支えられる『地域共生社会』を推進しており、このフォーラムも大きな取組のひとつになります。

第1部では、地域で活躍されている愛荘町認知症キャラバン・メイトの皆さんのオリジナル紙芝居「このまちで」と寸劇を披露いただきました。妻の認知症が進行する中で周囲に助けられながら、心温かい日々を過ごす夫婦の姿を見事に紙芝居で表現され、迫真の演技による寸劇に観客が吸い込まれました。

第2部は、定年後に認知症を発症したご主人を10数年にわたり介護された甲賀市在住の西村 京子さんと、ご両親を介護され、また訪問看護師でもある東近江市在住の柴田 紀子さんによる対談で、愛する人が認知症になることの辛さと、それでもその人と過ごす大切な時間や教えてくれるものの尊さを実体験をもとに伝えられ、会場は感動に包まれました。

60名の方にご参加いただき、手作りによる温かいフォーラムになりました。



それぞれの配役を声で演じた認知症キャラバン・メイトの紙芝居「このまちで」は、圧巻のステージ!



迫真の演技で認知症をリアルに伝える寸劇に、参加者もかたずをのみます。



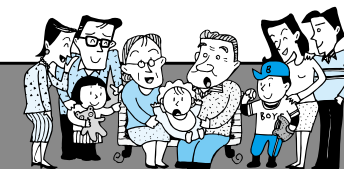
西村さんと柴田さんの対談は、認知症の家族から教えられる大切なメッセージを参加者の心へ届けます。



認知症だった夫への感謝の気持ちなどを綴った西村さんの作品が展示され、見る人は温かい気持ちになりました。

☎ 地域包括支援センター (愛知川庁舎) ☎0749 - 42 - 4690

おしえてねんさん



国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ
産前産後期間の国民年金保険料が免除されます!

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年(2019年)4月から始まりました。なお、この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

1. 国民年金保険料が免除される期間

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 免除対象期間【色の付いた部分が免除期間】

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定日		
多胎の方				出産予定日		

2. 届出方法

- 出産予定日の6か月前から届出可能です。なお、出産後も届出が可能です。
- 住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ届書を提出してください。
※郵送でもお手続きが可能です。
- 手続きには母子健康手帳など※1が必要です。(出産後は、市区町村で確認できる場合は不要です。※2)
※1 郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。
※2 別世帯の子の場合、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

☎ 彦根年金事務所 ☎0749 - 23 - 1112 / 住民課 (愛知川庁舎) ☎0749 - 42 - 7692